

## 西川町 LINE 公式アカウント運用方針

### 1 目的

本方針は、町が西川町 LINE 公式アカウント(以下、「町 LINE 公式アカウント」という。)を開設し、本ツールを町政情報、観光・イベント情報、町からのお知らせ等や災害などの緊急時の情報発信手段として運用するために定めるものです。

### 2 名称

名称 山形県西川町(ID: @nishikawa\_town)



### 3 アドレス(URL)

URL <https://lin.ee/d2cEClq>

### 4 管理者

政策推進課長

### 5 情報作成者

西川町職員

### 6 情報投稿者

西川町職員

### 7 発信する情報

発信する情報は表 1 のとおりとします。

【表 1】

情報の分類	情報の種類
暮らし	注意喚起、水道、施設利用、交通、道路、選挙、集会、税・保険料、年金、手当、衛生、防災、行政情報、イベント
健康・福祉・子育て	健康、福祉、医療、子育て
教育	学校、保育園
募集	募集、雇用、婚活
試験・資格	試験、資格
観光	観光、名所、特産品、店、施設利用、道路、交通、アクセス、産業、地域資源、募集(町づくり応援団、ボランティア)
文化	歴史、文化、芸能
イベント	イベント、大会(スポーツ、文化等)
移住・定住	移住、定住、就職、資格、試験、支援、補助、教育
ふるさと納税	ふるさと納税

## 8 運用時間及び利用方法

- (1) 情報は、開庁日の午前8時30分から午後7時 00 分までの間に不定期に発信します。ただし、これ以外の日時においても必要に応じて発信する場合があります。
- (2) 町 LINE 公式アカウントを登録されている方(以下、「利用者」という)は、町 LINE 公式アカウントの登録及び閲覧を自由に行うことができます。

## 9 投稿への対応

町 LINE 公式アカウントは、情報発信を主な目的とするため、ボット(bot)による自動応答を行う場合を除き、利用者からのコメントに対し、原則として個別の対応は行いません。

町政全般に関するご意見等については、西川町公式ホームページ「ご意見・提言」コーナー(<http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/goiken/index.html>)を利用することとします。

## 10 禁止事項

次の禁止事項に該当する事態が発生した場合は、投稿者に予告なく利用者アカウントの通報・ブロック等の措置を取る場合があります。

- (1) 有害なプログラム等の町 LINE 公式アカウント及び利用者へ不利益をもたらす情報の投稿
- (2) 町 LINE 公式アカウントへの成りすまし
- (3) その他町が不適切と判断した場合

## 11 個人情報の保護

町 LINE 公式アカウントで取得した個人情報については、西川町個人情報保護条例(平成 15 年 3 月町条例第 1 号)に基づき、適切に取り扱います。

## 12 知的財産権

- (1) 町 LINE 公式アカウントの情報(文章、写真等)に関する知的財産権は、町又は町以外の著作者に帰属します。
- (2) 町 LINE 公式アカウントの内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、リンクやシェア機能による情報掲載については、無断での複製・転用にはあたりません。

## 13 免責事項

- (1) 町は、利用者が町 LINE 公式アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者、又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 町は、利用者により投稿されたコメント等の内容、及びコメントへの対応、又は対応しなかったことによる結果等について一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 町 LINE 公式アカウントへのリンクを設定している町以外の方が管理するホームページ等の内

容について、町は一切関与しません。これらリンク元のページに記載されている意見、主張、立場及び見解は、町の意見、主張、立場及び見解を意味するものではありません。町は、町公式 LINE アカウントへのリンクを設定しているリンク元のページの内容及びそれを利用したことによるいかなる損害についても一切の責任を負いません。

(5) 町 LINE 公式アカウントに掲載するリンクから町以外のウェブサイトを利用したことによって、損害及び損失が発生した場合でも、町はいかなる責任も負いません。

(6) 町は、当方針を予告なく変更することがあります。

#### 14 適 用

この方針は、令和2年11月1日から適用します。

この方針は、令和4年7月1日から適用します。